群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金事務処理要領

（趣旨）

第１条　この要領（以下「事務処理要領」という。）は、群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金（以下「学び直し支援金」という。）の受給資格認定等にかかる事務手続き等に関し、必要な事項を定める。

（受給資格の認定および通知等）

第２条　要綱第５条に規定する認定の申請は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第２条に規定する高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和８年文部科学省 18 号。以下「令和８年改正省令」という。）附則第２項中に規定する各種学校を含む。以下同じ。）のうち、群馬県内に所在するもののうち、私立である高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒（以下「生徒」という。）が、申請書等（令和８年３月末時点で学び直し支援金の受給資格認定を受けていない者は「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金受給資格認定申請書（様式第１号の１）」、令和８年３月末時点で学び直し支援金の受給資格認定者であり、引き続き、同一の高等学校等に在籍する者は「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金受給資格確認申請書（様式第１号の２）」に、生徒の国籍・在留資格等を確認できる書類（住民票の写し（原本。国籍が「日本国以外」の場合は、国籍・在留資格・在留期間の情報が記載されたもの）、在留カードの写し（コピー）、特別永住者証明書の写し（コピー）、その他の在留資格及び在留期間を確認できる書類の写しのいずれか。以下同じ。）を添付したものをいう。以下同じ）を、当該生徒が在学する私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）を通じて、知事に提出することによって行うこととする。

２　要綱別表１区分二に定める生徒は、前項の申請書等に併せて「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金収入状況届出書（様式第２号の１）」、そのうち家計急変支援（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第８８号）の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成２２年政令第１１２号）第１条第３項に規定する「特例受給資格者」に相当する者に対する支援をいう。）を希望するものは、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金収入状況届出書（家計急変）（様式第２号の２）」に、保護者等（法第３条第２項第３号に規定する保護者等をいう。）の課税証明書等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号。以下「政令」という。）第１条第２項に規定する市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下「課税証明書等」という。）を添付し、当該生徒が在学する私立高等学校等の設置者を通じて、知事に提出することによって行うこととする。

３　設置者は、生徒から前２項に規定する申請書等の提出があったときは、これに「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金受給資格認定（確認）申請者一覧（様式第３号の１から４のいずれか）」を添えて知事に提出するものとする。

４　知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、当該設置者に認定通知、不認定通知又は受給資格確認通知を行うものとする。
５　設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

（収入状況の届出等）
第３条　前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）のうち、要綱別表１区分二又は三に定める生徒（以下「旧制度等受給権者」という。）は、知事に対し、収入状況届出書等（「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金収入状況届出書（様式第２号の１）」に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。以下、同じ。）を届け出なければならない。
２　前項に規定する届出は、旧制度等受給権者が、毎年度、知事の定める日までに、収入状況届出書等を、設置者を通じて、知事に提出することによって行わなければならない。ただし、第５条の規定により学び直し支援金の支給が停止されている場合にあっては、第６条の規定により行うものとする。
３　前項の規定にかかわらず、旧制度等受給権者は、当該旧制度等受給権者にかかる保護者等の収入の状況について変更があったとき（保護者等の変更を含む。）は、収入状況届出書等を、設置者を通じて、知事に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。
４　設置者は、旧制度等受給権者から前３項の規定による収入状況届出書等の提出があったときは、これに「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金収入状況届出者一覧（様式第４号の１又は２）」を添えて知事に提出するものとする。
５　知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、生徒の保護者等の収入状況を審査し、審査結果を当該設置者に通知するものとする。
６　設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

（国籍・在留資格等の変更届出）
第４条　受給権者は、国籍もしくは在留資格の変更又は在留期間の更新があった場合は、国籍・在留資格等変更届出書（国籍・在留資格等変更届出書（様式第５号）に国籍・在留資格等を確認できる書類を添付したものをいう。以下、同じ）を、設置者を通じて、知事に提出しなければならない。
２　設置者は、受給権者から前項の規定による届出があったときは、これに「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金国籍・在留資格等変更届出者一覧（様式第６号）」を添えて知事に提出するものとする。
３　知事は、前項の規定による届出があった場合又はその他の方法で受給権者の国籍等の変更等を探知した場合において、当該受給権者が受給資格を満たさないと認めたときは、その結果を当該設置者に通知するものとする。
４　設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

（支給の停止）

第５条　受給権者が在学する私立高等学校等を休学する場合においては、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金の支給停止申出書（様式第７号）」を、設置者を通じて、知事に提出しなければならない。

２　設置者は、受給権者から前項の規定による申出があったときは、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金支給停止申出者一覧（様式第８号）」を添えて知事に提出するものとする。

３　知事は、前項の規定による申出に基づき学び直し支援金の支給の停止を決定したときは、当該設置者に通知するものとする。

４　設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

５　前４項の規定にかかわらず、受給権者が休学等により授業料が発生していない場合には、その月の学び直し支援金は支給しない。

（支給の再開）

第６条　前条の規定による支給停止の決定を受けた受給権者が、休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望するときは、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金の支給再開申出書（様式第９号）」を、設置者を通じて、知事に提出しなければならない。

２　旧制度等受給権者は、前項の申出に、収入状況届出書等を添付しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書のみを提出すれば足りる。

３　設置者は、受給権者から前２項の規定による申出があったときは、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金支給再開申出者一覧（様式第 10 号の１又は２）」を添えて知事に提出するものとする。

４　知事は、前項の規定による申出に基づき学び直し支援金の支給を再開したときは、当該設置者に通知するものとする。

５　設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

（受給資格の消滅）

第７条　設置者は、受給権者の受給資格が消滅したときは、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金受給資格消滅者一覧（様式第 11 号）」を知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出を受けたときは、審査の上その結果を当該設置者に通知するものとする。

３　設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

（授業料額の変更）

第８条　設置者は、受給権者の授業料額の変更があったときは、「授業料減免に係る授業料額

の変更届（群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金関係）（様式第 12 号）」を速やかに知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出に基づき学び直し支援金の支給額を変更した場合は、当該設置者に通知するものとする。

３　設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

（家計急変支援）

第９条　学び直し支援金における家計急変支援にかかる事務手続き等については、就学支援金制度と同様とする。

（その他）

第 10 条　この事務処理要領に定めのない事項その他学び直し支援金の受給資格認定等にかかる事務手続きに関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附　　則

この要領は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成 30 年７月１日から施行する。

附　　則

この要領は、令和２年１０月３０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　　則

この要領は、令和４年１２月１２日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　　則

この要領は、令和５年１１月１６日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　　則

この要領は、令和７年７月３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　　則

この要領は、令和８年１１月９日から施行し、令和８年４月１日から適用する。